

千葉県私立大学短期大学協会 会長表彰要項

1. 目的

千葉県内の私立大学・短期大学に在学中、学業に励み優秀な成果を収め、かつ、品行方正で他の学生の模範となった者に対し、千葉県私立大学短期大学協会 会長が表彰し、学生の学習意欲の向上を図り、加盟大学・短期大学の学術及び教育の進歩発展に寄与すること目的とする。

2. 対象及び人数

- (1) 千葉県私立大学短期大学協会に加盟する私立大学・短期大学に在学し、本年度、卒業する学生であること
- (2) 表彰の人数は、各大学・短期大学から1名とする。

3. 表彰の基準

表彰は、次の各号全てに該当する個人に対して行う。

- (1) 学業に励み優秀な成果を収めた者
- (2) 品行方正で他の学生の模範となった者
- (3) 在学する学長の推薦があること

4. 表彰の申請

千葉県私立大学短期大学協会 会長表彰を受ける場合には、(別紙) 推薦書を千葉県私立大学短期大学協会 会長宛に提出することにより行う。

5. 被表彰者の決定

推薦書により申請された学生を被表彰者とする。

6. 表彰の方法

表彰は、表彰状及び副賞を授与することにより行う。

7. 表彰の時期

表彰は、原則として学位記授与式の際に行うものとする。

*この要項は、平成25年11月13日から実施。